

平成 28 年 3 月 17 日

平成 27 年度 e-ラーニング受講生各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

## 受講期間終了に伴う証明書等の発行および制度の確定について

日病薬 e-ラーニングを受講いただき、ありがとうございます。

まもなく、平成 27 年度の実講期間が終了いたします。お願いとお知らせがでございます。

### (1) 印刷した証明書等の確認

- ・ 証明書が「単位取得証明書」および「取得単位明細書」の 1 セットになっているかご確認ください。
- ・ **証明書が 1 枚しかない場合は、もう一度、証明書の印刷をお願いいたします**（システム当初の証明書では取得単位のみで、受講した内容がわかりませんので、説明等補足が必要となる場合が想定されます。2 枚セットのものであれば内容もわかります）。
- ・ なお、証明書と明細書は年度単位でまとまっていなくても（講習会毎ばらばらでも）、証明書と明細書がセットになっていれば、受講を証明することに差異はございません。

### (2) 平成 27 年度の実講期間

- ・ 受講期間は平成 28 年 3 月 31 日 24 : 00 までです。
- ・ 単位を取得するためには、**24 : 00 までに**（視聴し、テストに合格し）、**制度を確定**してください。
- ・ なお、システムは 24 : 00 まで動いていますが、**お使いの PC、インターネット等の障害により使用できない場合も 24 : 00 で終了**いたしますので、できるだけ早目に余裕を持って、制度を確定しておいてください。

### (3) 【重要】制度の確定

- ・ 今年度受講したものは今年度しか確定できません。**3 月 31 日までに、必ず制度を確定**してください。
  - ・ 試験に合格していても、**4 月 1 日以降は制度を確定できません。**
  - ・ 制度を確定しなかったものは証明書が発行されませんので、単位として使えません。
- ※ なお、本来、研修は目的を持って受講するため、試験合格後すぐに制度が確定できると思いますが、**制度は一度確定すると変更できません**ので、誤った制度の確定を防ぐため、試験合格/制度未確定という 1 ステップを設けております。即ち、受講後ずっと放置する（＝受講目的が明確ではない）ことを許したものではありません。

### (4) 証明書等の発行

- ・ 証明書の発行回数に制限はありませんが、**証明書として使用できるのは 1 回のみ**です。PC、プリンター、インターネットでの障害等により、発行できない場合を想定し、制限を設けていません。
- ・ 証明書等（単位取得証明書および取得単位明細書）も**原則として 3 月 31 日までに印刷**してください（今年度につきましては以下をお読みください）。

### (5) 今年度につきまして

- ・ 受講期間が 3 月 31 日までですので、証明書等の印刷につきましても 3 月 31 日まででお願い

しております。

- ・しかし、今年度は新システム1年目ですので、制度を確定して安心し、証明書等が発行できていない場合があるかと存じます。  
つきましては**証明書等**（単位取得証明書および取得単位明細書）の印刷は**4月15日まで可能**といたしますので、印刷を忘れた場合は必ず4月15日までに印刷してください。

（6）誤って制度を確定してしまった場合

- ・制度は**1度確定した場合、変更することはできません**が、**誤って確定した場合** 1 講演につき **1回限り訂正**することができます（訂正したものは元には戻せません）
- ・誤って確定した場合、eラーニングのよくある質問 <https://jshp-elearning.jp/faq/index.php> 「Q41. 単位取得の際、誤って他の制度に確定してしまいました。確定後、制度を変更することはできますか？」をごらんください。なお、申請受付から訂正完了までは3週間程度かかります。  
※なお、証明書発行期間を過ぎている場合は訂正の際、ご相談ください。

eラーニングに関するお問い合わせは <https://jshp-elearning.jp/contact/index.php> にお願いたします。